

平成25年（ワ）第38号，同第94号，同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件 等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

原子力発電所の安全確保を求める法と乖離する実態

2013（平成25）年11月12日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 青 龍 美 和 子

準備書面（11）の要旨を述べます。1978（昭和53）年に原子力基本法に「安全の確保を旨として」という明文が追加され（2条）、原子力発電において何よりも安全が優先されることが再確認され、かつ安全規制に関する行政組織体制を大きく改めたにもかかわらず、その後も、行政庁は、安全確保よりも原子力発電の推進を優先しつづけ、シビアアクシデント対策をとる必要を十分に認識しながら、それを意図的に安全規制の対象としなかったことの誤りを述べたものです。

第1においては、原子力発電所が稼働を始めて以降、原子力発電所の危険性があからさまになっていった経過について述べています。被告国の強力な政策誘導により、1970年代には20基もの原子力発電所が運転を開始するに至ったところ、事故や

故障が続出し、原子力発電所が安全なものでないことが露呈します。加えて、電力会社が、運転を止めて利潤が下がることを避けるために、組織的に重大な事故を隠していたことも明らかになります。この事態に直面した全国の住民・市民は、原子力発電所の安全性に大きな不安を抱き、原子力発電所の設置に反対し、さらに訴訟を通じて、原子力発電所の重大事故発生の可能性と万が一そうなったときの放射性物質による被害の広範さ・深刻さについて問題提起を行い続けてきました。

第2においては、なぜ1978（昭和53）年に原子力基本法に「安全の確保を旨として」が追加されるにいたったのか、この改正により、行政庁はどのような責務を負うことになったのかを述べます。制定当初の原子力基本法等も、原子力の危険性を前提に安全確保も当然の目的としていました。しかし、原子炉を所轄する行政庁は、アメリカから丸ごと輸入した軽水炉技術を信仰的に信頼し、「軽水炉型」の本質的な危険性に対し、十分な認識をもっていませんでした。そして、原子力に対する安全確保の備えがきわめて不十分な状態で、見切り発車的に原子力政策を推進し始めたのです。そうしたところ、第1で述べた通り、運転を開始した途端、原子力発電所に故障や事故が相次ぎ、国民の不信感・不安が生じ、高まりました。そこに、1974（昭和49）年に原子力船「むつ」放射能漏れ事故が発生し、原子力行政に対する国民の不信は沸騰しました。この事実直面した国は、従来の政策では原子力の安全確保を図ることができず、国民の期待に応えることができないことを反省して、原子力推進の基本方針を維持しつつ、その前提として、同時に、原子力の安全確保を法律に明記して、関係行政庁が原子力の万全の安全確保のために積極的に施策を執っていくための法改正を行ったのです。そして、この改正の結果、安全性確保という法の趣旨・目的が確認的、明示的に追加された上、原子力行政の根幹にかかわる改革がなされ、原

原子力発電の推進のみに偏った原子力委員会とは別に、もっぱら原子力安全の確保を目的とすべき原子力安全委員会を新たに設けました。あわせて、当時の通商産業大臣は、最新の科学技術的知見をふまえた各種基準及び指針等をもとに安全審査を行う責務を、原子力安全委員会は、最新の科学技術的知見をふまえた各種基準及び指針等を整備し、客観的立場からダブルチェックを実施して安全審査を行う責務を負うことになりました。つまり、原子力発電所の推進政策を維持するための不可欠の前提として、万が一にも重大事故を起こさないために、原子炉の安全の確保のための規制を最優先すべき法令上の重大な責務を負ったのです。行政庁が原子力発電所の安全規制の在り方を根本的に改革することが期待されました。

第3においては、ところが、行政庁が、原子力発電所の推進を優先し続けるあまり、改正法によってより一層強く求められることとなった安全規制を怠ったことを指摘します。法改正の直後から30年近くにわたり、電力会社は、連綿と組織的な事故隠しを続けてきました。行政庁は、法規制をしなければ安全よりも利潤追求を最優先する電力会社の本質と体質を十分に認識していました。そこに、スリーマイル島原発やチェルノブイリ原発で相次いで世界を震撼とさせる重大・深刻な事故がおき、原子力発電所のもつ現実的な危険性に直面することになったにもかかわらず、行政庁は、対岸の火事として、我が国の原子力発電所は安全だとの根拠のない「安全神話」を宣伝し続け、原子力発電所の安全規制について、抜本的な見直しをすることはありませんでした。原子力安全委員会は、安全設計審査指針や耐震設計審査指針を見直さず、経済産業大臣は、2006（平成18）年まで、電気事業法及び同法に基づく技術基準省令について抜本的な改正をしていないのです。

第4においては、行政庁（原子力安全委員会及び経済産業省）が、シビアアクシデ

ント対策の必要性に関する国際的な知見を得ていたにもかかわらず、推進と事業者の利潤追求を最優先し、安全規制をしなかったこと、とりわけ外的事象を原因とする全交流電源喪失対策を安全規制の対象としなかったことの誤りを主張します。まず、チェルノブイリ原発事故等を受け、シビアアクシデントに関する最新の科学技術的知見が集積され、行政庁は、シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策の必要性や地震・津波等の外的事象対策を講ずる必要性等を十分に認識していました。ところが、原子力安全委員会の内部の重要な安全規制検討会には、原子力発電所の推進行政庁である通商産業省（当時）の職員や電力会社の原子力発電所担当の社員が出席していました。全交流電源が喪われたという事態の継続時間を30分とする指針を変えない根拠を事業者に作文させるというありさまでした。本来対立関係にある規制する者と規制される者との談合、馴れ合いによって、原子力発電所のきわめて重要な安全確保の在り方が決められていたのです。最新の科学技術的知見を適時かつ適切に安全規制に反映させること自体が最初から歪められていたのです。

1992（平成4）年から1993（平成5）年にかけて、原子力安全委員会がシビアアクシデント対策を法律で規制しないとの政策選択を行なったこと、外的事象を全交流電源喪失の原因として考慮の対象からあえて除外する選択を行なったことが見直されることなく、本件原発事故発生にいたりました。これは、最新の科学技術的知見に基づき、真摯に安全対策を検討した結果とられた選択ではなく、立地地元にふりまいてきた「安全神話」と矛盾するわけにいかない、あるいは全国の裁判において被告となった国が原子力発電所は安全だと主張し続ける都合で、当時の監督官庁であった通商産業省と電力会社との間で談合して、法規制から外すことにしたものでした。

以上のとおり、安全確保を旨とする原子力安全委員会をも取り込んで、安全に関す

る科学技術的知見とは無縁な動機によって、シビアアクシデント対策、とりわけ、地震・津波による全交流電源喪失対策を法規制化することを放棄した経済産業省の誤りと責任は極めて重大です。